

## 「第4次三重県自殺対策行動計画」（最終案）について

### 1 計画策定の経緯

計画の策定にあたっては、昨年11月11日の三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会における議論をふまえ、12月8日の医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案をお示しました。

その後、パブリックコメント等の意見をふまえ、**別冊**のとおり最終案をまとめました。

### 2 中間案からの主な変更点

主な変更点は、(1) 部会での意見の反映、(2) パブリックコメントの反映、(3) 最新データへの修正、(4) 関係課との調整の4点です。

#### (1) 部会での意見の反映

部会の委員からの意見を受け、修正しました。

##### ○主な意見の概要と意見に対する考え方

##### 【意見】

コロナ禍において、経済的問題が悪化していることから、生活困窮者や失業者に対する取組が重要である。

##### 【対応等】

経済的問題に関する取組を、より詳細に記載しました。

(**別冊** P34、44、59、61、**資料2** 「新旧対照表(案)」No.7、12)

#### (2) パブリックコメントの反映

パブリックコメントの意見を受け、修正しました。

##### ○意見募集期間

令和4年12月13日から令和5年1月11日まで

##### ○集約結果

67件のご意見をいただきました。**資料3** 「第4次三重県自殺対策行動計画」（中間案）パブリックコメント等に対して寄せられたご意見に対する考え方について(案)のとおり)

① 反映（最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの）	7件
② 反映済（意見や提案内容が既に反映されているもの）	11件
③ 参考にする（今後の取組の参考とさせていただくもの）	4件
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの（事業主体が県以外のもの等）	27件
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	18件

## ○主な意見の概要と意見に対する対応等

### ア 自殺対策の基本認識について

#### 【意見】

自殺の要因について、心理的要因だけでなく社会的要因も記述した方がよい。

#### 【対応等】

ご意見をふまえ、自殺の要因には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや差別、孤独・孤立等のさまざまな社会的要因があることを追記しました。

(別冊P21、資料2「新旧対照表(案)」No.1)

### イ 自殺対策の関係分野について

#### 【意見】

自殺対策の関係分野に「人権」を追加した方がよい。また、「司法」は「法律」と修正した方がよい。

#### 【対応等】

ご意見をふまえ、「人権」「法律」と追記・修正しました。

(別冊P23、67、74、資料2「新旧対照表(案)」No.2、14、15)

### ウ 子ども・若者について

#### 【意見】

「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されることから、子どもの人権保障・権利保護に関する記述をした方がよい。

#### 【対応等】

ご意見をふまえ、「現状と課題」に記載しました。

(別冊P26、資料2「新旧対照表(案)」No.3)

## (3) 最新データへの修正

三重県の市町別自殺死亡率(5年間の平均)について、最新データに修正しました。

(別冊P62、資料2「新旧対照表(案)」No.13)

## (4) 関係課との調整

ダイバーシティ社会推進課と調整のうえ、「性的マイノリティ」を「性的指向・性自認について悩みを抱える人」に修正しました。

(別冊P58、資料2「新旧対照表(案)」No.11)

## 3 今後の予定

令和5年2月8日	第3回三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会(最終案)
3月7日	医療保健子ども福祉病院常任委員会(最終案)
3月24日	三重県公衆衛生審議会へ報告
3月末	計画策定